（外交防衛委員会）

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、営外手当の月額を八千二百円とする。

二、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）に支給される十二月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ百分の七十三・七五等及び百分の五十三・七五等とする。

三、常勤の防衛大臣政策参与、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒（以下「生徒」という。）に支給される十二月期の期末手当の支給割合を百分の百八十とする。

四、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに学生に支給される学生手当の月額及び生徒に支給

される生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。

五、一般職の国家公務員の例に準じて転居手当を新設する。

六、再任用職員に支給される六月期及び十二月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ百分の七十二・五等及び百分の五十二・五等とする。

七、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される六月期及び十二月期の期末手当の支給割合を百分の百七十七・五とする。

八、予備自衛官手当及び即応予備自衛官手当の月額をそれぞれ引き上げる。

九、本法律は、公布の日から施行し、一から四までについては、令和八年四月一日から適用する。ただし、五から八までについては、令和九年四月一日から施行する。